4　清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第七七条及び第七九条関係）

三六　社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正関係

1　厚生労働大臣は、社会福祉士又は介護福祉士の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を社会福祉士登録簿又は介護福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした社会福祉士又は介護福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第二一条第二項関係）

2　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第二一条第三項関係）

三七　借地借家法の一部改正関係

1　借地借家法第二二条第一項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、書面によってされたものとみなして、同項後段の規定を適用することとした。（第二二条第二項関係）

2　借地借家法第三八条第一項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用することとした。（第三八条第二項関係）

3　建物の賃貸人は、借地借家法第三八条第三項の規定による書面の交付に代えて、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとし、この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなすこととした。（第三八条第四項関係）

4　借地借家法第三九条第一項の特約がその内容及び同条第二項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、同項の書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用することとした。（第三九条第三項関係）

三八　看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正関係

1　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、保健師助産師看護師法第三三条の規定による届出の内容についての情報の提供を求めることができることとした。（第九条第一項関係）

2　厚生労働大臣は、都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組を支援するため、看護師等の同意を得て、当該看護師等が住所を有する都道府県に対し、当該看護師等の氏名、住所その他の当該看護師等の個人に関する情報であって、都道府県が当該看護師等の資質の向上及び就業の促進に関する施策を実施するために必要なものを提供することができることとした。（第九条第二項関係）

3　都道府県は、三八の2の規定により提供を受けた情報を都道府県ナースセンターに提供することができることとした。（第九条第三項関係）

三九　不動産特定共同事業法の一部改正関係

不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書への業務管理者の押印を不要とすることとした。（第二四条第二項、第二五条第二項及び第二八条第三項関係）

四〇　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正関係

法人である政党等の変更の登記の申請書に添付する政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条第二項各号に掲げる事項の変更があったことを証する代表権を有する者の記名した書面への押印を、代表権を有する者の変更があった場合を除き不要とすることとした。（第七条の二第二項関係）

四一　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正関係

1　計画整備組合の組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第五一条第三項関係）

2　代理人が代理権を証する書面を計画整備組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第五一条第七項関係）

3　計画整備組合の組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第六九条第四項関係）

4　事業組合の組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第一五六条第五項関係）

5　代理人が代理権を証する書面を事業組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第一五六条第九項関係）

四二　精神保健福祉士法の一部改正関係

1　厚生労働大臣は、精神保健福祉士の登録を受けた事項の変更の届出を受理したときは、その届出があった事項を精神保健福祉士登録簿に登録するとともに、当該届出をした精神保健福祉士に対し、登録の変更を証する書類を交付することとした。（第二一条第二項関係）

2　登録の変更を証する書類の交付は、届出が利用者証明用電子証明書を送信する方法により行われた場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととした。（第二一条第三項関係）

四三　資産の流動化に関する法律の一部改正関係

1　受益証券の権利者は、招集者の承諾を得て、電磁的方法により書面による決議における議決権行使をすることができることとした。（第二五〇条第三項関係）

2　受益証券の権利者は、あらかじめ特定目的信託契約に定めがあるときは、書面による請求又は通知に代えて、電磁的方法により、代表権利者に対する権利行使の請求又は受託信託会社等に対する書類閲覧等の請求若しくは特定目的信託契約の変更に反対する旨の通知をすることができることとした。（第二五六条第三項、第二六七条第三項及び第二七一条第二項関係）

四四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正関係

建設業を営む者は、書面の交付に代えて、対象建設工事を発注しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第一二条第二項関係）

四五　マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正関係

1　マンション管理業者が交付すべき書面を作成する場合における管理業務主任者の押印を不要とすることとした。（第七二条第五項及び第七三条第二項関係）

2　マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結しようとするとき、書面の交付に代えて、書面を交付すべき相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとした。（第七二条第七項関係）

四六　高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正関係

1　登録事業者は、書面の交付に代えて、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第一七条第二項関係）